明治学院大学大学院
2024 年度春季入試に出願される方へ

明治学院大学
大学院事務室

授業料後払い制度について

2024（令和 6）年度から大学院修士段階（修士課程・博士前期課程）における「授業料後払い制度」が導入されます。春季入試に出願される方で、本制度を希望する場合の手続きは下記のとおりです。

■「授業料後払い制度」とは

2024（令和 6）年度から創設される、大学院修士段階（修士課程・博士前期課程）の授業料について、在学中の授業料を国が立て替え、返還は卒業後の所得に応じた「後払い」となる仕組みのことです。

2024（令和 6）年秋からの制度開始となりますが、春に入学される方も支援の対象となります。

記

1. 対象となる方（以下の条件を全てを満たす者）

・2024（令和６）年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）の対象となったことがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者。
・本人の希望に基づき、在学校を通じて申請を行った者。
・日本学生支援機構（以下、JASSO）の修士段階を対象とした月額 5 万円又は 8 万 8 千円の第一種奨学金（以下、第一種奨学金）と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者。
・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者。

2. 春学期授業料の猶予

・本制度の対象となる申請者に対して、入学手続時に行うべき春学期授業料の納付を 2024（令和 6）年秋まで猶予し、JASSO から大学への入金をもって猶予した授業料に充当します。
・本制度に採用された場合は、猶予された春学期授業料も後払いの対象となります。

3. 注意事項

・本制度は貸与であり、大学院修了後に所得に応じて、JASSO に返還する必要があります。
・支援額の貸与の他に保証料の支払い（機関保証制度への加入）が必須です。
・授業料相当額と保証料相当額を併せた額が貸与額（「授業料支援金」）となります。
・本制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることができません。「授業料支援金」とは

別に「生活費奨学金」（月額 1～4 万円）の申請をすることができます。
・「授業料支援金」および「生活費奨学金」の利用の有無にかかわらず、第二種奨学金の貸与は申請可能です。
・授業料以外の入学金や施設費等は、本制度の対象ではないため、後払いにはなりません。
・本学の授業料が本制度の支援額を上回る場合、差額分の授業料も納入いただくことになります。
・今回申請した場合でも、入学後に JASSO への申込が必須となります。申込方法等詳細は未定ですが、2024（令和 6）年秋頃から申込が開始となる見込みです。詳細は決まり次第通知します。

4. 希望する場合の提出書類について
①「授業料後払い制度」希望申請書.xlsx　※ダウンロードして入力後、プリントアウトしてください。
②奨学生番号が記載された日本学生支援機構発行の給付奨学生証のコピー

5. 提出書類受付期間・提出方法
・春季入試の出願書類受付期間（2024 年 1 月 9 日(火)～1 月 18 日(火)）中、春季入試の出願書類に①②を同封のうえ郵送してください
・出願期間内にご提出がない場合は、入学手続き時に納入いただく額を減らすことができませんのでご注意ください。

以上

※春季入試が不合格となった場合には、①②とも本学にて責任を持って破棄いたします。
※本制度は、国で検討中の事項のため、今後詳細等が変更となる可能性があります。

お問い合わせ先：
明治学院大学大学院事務室
E-mail：dgakuin@mguad.meijigakuin.ac.jp